

川崎市上下水道局告示第31号

川崎市入江崎余熱利用プールの使用料に係る収納事務の委託

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、川崎市入江崎余熱利用プールの使用料の収納事務を委託したので、同施行令第26条の4の規定により告示します。

令和 7年 4月30日

川崎市上下水道事業管理者 白鳥 滋之

1 受託者の所在地及び名称

東京都墨田区両国二丁目10番14号

株式会社ルネサンス

代表取締役社長執行役員 望月 美佐緒

2 委託する事務の種類

川崎市入江崎余熱利用プールの使用料の収納に係る事務

3 委託する期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで